



## その1 災害補償課

自宅为天ぷら鍋火災が発生、消火を行っていた際に火傷を負ったのですが治療費について補償を受けられますか、また駆けつけて消火を手伝った隣人も負傷を負ったのですが、どうでしょうか。



住宅など建物火災において民間人による初期消火が行われ、その際に被災するケースがあるわけですが、その場合の補償の考え方については、消防法に関係規定（※）があり、同規定の内容を踏まえて、具体的に補償の対象になるケース、ならないケースについて整理しますと、以下のようになります。

消防隊が到着する前に被災した場合と到着後に被災した場合とに分けてみますと、消防隊到着前の場合については、次の2つのケースがあります。

### （ケース1）

初期消火を行う者として、まず、第一義的に考えられるのが、火災建物の関係者（所有者、占有者等）や火災を発生させた者などになるわけですが、これらの者については、「応急消火義務者」とされ、消防隊が到着するまでの間、消火、延焼の防止、人命の救助を行わなければならないとされており、仮にその間に被災したとしても補償の対象にはならないこと。

### （ケース2）

ケース1の応急消火義務者以外の者で、火災現場付近にいた者（隣人、通行人等）が消火、延焼の防止、人命の救助を行っている際に被災した場合は、補償の対象になること。

また、消防隊到着後の場合については、次のケースがあります。

### （ケース3）

火災現場付近の者（ケース1の応急消火義務者を含む。）で、消防隊の従事要請を受けて消火、延焼の防止、人命の救助その他の消防作業に従事中、被災した場合は補償の対象になること。

以上3つのケースがあるわけですが、本件の場合、被災者はケース1の応急消火義務者に該当します

ことから補償の対象にはなりません。

また、本人と一緒に消火を手伝った隣人については、ケース2に該当し補償の対象になります。

なお、本件は消防隊到着前に被災したのですが、前述のとおり、本人の応急消火義務は消防隊が現場に到着するまでの間となりますので、仮に、本人が消防隊到着後に消防隊の従事要請を受け、その従事中に被災したのであれば、ケース3に該当し消防作業従事者として補償されることとなります。

#### ※ 消防法関係規定

第25条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

#### 第29条

5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

第36条の3 第25条第2項（第36条第7項において準用する場合を含む。）又は第29条第5項（第30条の2及び第36条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第35条の10第1項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。